

品川区行政評価委員会設置要綱

制定 平成 23 年 5 月 11 日区長決定 要綱第 72 号

(設置)

第 1 条 品川区が行う行政評価について、評価の客観性および信頼性を確保するとともに、区民の視点に立ったものとするにより、区民との協働による区政運営のさらなる推進を図るため、品川区行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌し、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 区長が指定する事務事業の評価に関すること。
- (2) その他、行政評価に関し、区長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 12 名以内をもって構成する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区議会議員
- (4) その他区長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(委員長および副委員長)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は原則として、一般公開とする。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。